

# お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定

平成28年4月28日締結

まちづくり協定の名称	お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定
まちづくり協定の対象となる区域	この協定は大名町々会、二ノ丸町会、土井尻町会、南土井尻町会、北土井尻町会、六九町会を対象区域とする。
まちづくり協定の目的	松本中心市街地の核である三の丸周辺地区のまちづくりにおいて、歴史と文化に育まれた松本及び各地区の特色を活かしながら、住空間、商業空間、ビジネス空間など多様な要素が調和するまちの形成、暮らす人、働く人、来街者、将来の世代が愛着をもつまちの形成、持続可能なまちの形成の実現を目的とする。
協定の締結	この協定は当該区域内で生活する者（世帯数）及び営業を営む者等の2 / 3以上の合意により締結する。（以下協定を締結したものを「協定者」という）
協定の変更・廃止	この協定による協定区域及び各事項を変更もしくは廃止しようとする場合は協定者の2 / 3以上の合意によらなければならない。
協定の遵守・指導	協定者はこの協定を守らなくてはならない。 この協定に基づく内容について協定運営委員会は指導と助言を行う。
委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会を設置する。</li><li>・協定運営委員会は協定者の互選により選出された委員を持って組織する。</li><li>・委員会は次の役員を置く 委員長 1名            副委員長 1名            委員 若干名            及び 専門家</li></ul>
協定の有効期限	協定の有効期限は、協定の締結の日から10年とし、特に申し立てがない場合は継続するものとする。 ただし、協定の変更または見直しについては2年以内ごとに行うものとする。

<p><b>協定区域全体のまちづくりの方針</b></p>	<p>松本城天守や松本城公園、外堀、女鳥羽川といった豊かな空間に隣接する地区として、穏やかで質の高い空間を生み出すために以下の方針を尊重するものとする。</p> <p>空間デザインにおいて心地良いヒューマンスケールを大切にする</p> <p>地区としての魅力や価値に対する相乗効果を意識する</p> <p>人と人との豊かで質の高い交流やコミュニケーションに適した空間創造を意識する</p> <p>将来の世代にとっても魅力となり、負の遺産とならない開発を行う</p>
<p><b>協定区域全体の共通整備事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物、広告物の新設及び改修を行う場合は協定運営委員会に事前に相談を行う。</li> <li>・建築物を新築・増改築または改修する場合は、外壁・屋根の色調および形態等の意匠について三の丸の落ち着いた風情を損なわないように留意する。</li> <li>・風俗店等、環境保全を著しく阻害する、建物の建設および営業はしない。</li> <li>・屋外に設ける建築設備（空調機の室外機など）は目隠しや色彩などにより街並みに調和するものにする。</li> <li>・屋外広告物等（広告幕、のぼり旗、立て看板の仮設的な広告を含む）は景観に配慮した意匠および色彩とし、次の項目を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 点滅灯および回転灯、ネオンの類は使用しない。</li> <li>2. 原則として歩道や公共の場所に野立て広告は設置しない。</li> <li>3. 政治家等の後援会看板の設置においては適正な管理を厳守する。</li> </ul> </li> <li>・道路は歩行者を優先し、一般車両の通過交通を極力おさえる。</li> <li>・街並みの美観と歩行者への配慮のため電柱、電線は地中化し、トランスBOXの設置においては位置とデザインに配慮をする。</li> <li>・自転車の放置や煙草やゴミのポイ捨てをさせないようにつとめる。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は建築物と一体になるようにし、壁面線から突出しないようにする。</li> <li>・歴史的建造物や湧水の保全につとめる。</li> <li>・移住者および来訪者に対し、心地よい時間、空間を過ごしてもらうため「迎え入れる」という気持ちを大切にする。</li> <li>・各町会の規定を遵守し、各町会および当該協定運営に参加協力するようつとめる。</li> <li>・伝統的な祭りや行事の継承につとめる。</li> <li>・防災訓練をはじめ、各地域内の防災にかかわる理解および参加につとめる。</li> <li>・ごみの分別や道路、河川の清掃を行い、地域内の美化につとめる。</li> </ul>

## 大名町

### まちづくりの方針

- ・ブランド感のある風格と魅力あふれる街をめざす。
- ・目抜き通りとして高度利用し賑わいを創出する。
- ・歩行者空間を楽しんで過ごせる街路空間とする。
- ・昼夜を問わず一日を通して賑わいの創出につとめる。
- ・市民や来訪者のコミュニティ拠点として触れ合う交流の場を創出する。
- ・歩道と車道が一体となるような空間づくり（舗装仕上げなど）をする。
- ・城内への玄関口として交通のあり方を考える。
- ・通過交通の抑制につとめる。
- ・ます形はまちの中心としてモニュメント性をもたせ、活動的な場としてデザインする。

### 建築物等の整備に関する事項

- 建物の高さ
- ・街路景観の調和をはかるため、道路に面した外壁面の高さは旧第一勧業銀行をイメージする。
- 建物の用途
- ・まちのにぎわいを創出するために、1階は街路と一体となった開放性のある空間利用につとめる。
  - ・まちに来る目的になるような用途を推奨する。
- 色彩
- ・落ち着いた色調とし、周辺環境と調和するものにする。
- 看板広告物
- ・各店舗、事業所の看板が主張し過ぎず連携の取れたものにする。
- ファサード（道路に面した外壁面）
- ・夜間の街路を演出するためシャッターの使用を控え、防火ガラスなどの使用を推奨する。

### その他の整備に関する事項

- ・店舗や飲食店は閉店時や夜間にもウィンドウショッピングができるような賑わいに貢献する。

## 外堀大通り

<b>まちづくりの方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・外堀復元と道路の拡幅により天守につながるのびのびとした空間とする。</li><li>・歩道は様々な人々が楽しめる広場となるようゆったりとした空間とする。</li><li>・外堀の水辺や街路樹が四季を感じさせる癒しの空間となるようつとめる。</li><li>・通りに面する建築は、お城の歴史と文化を背景とした松本らしさ、賑わいの感じられる「まちの顔」としてこだわるようつとめる。</li><li>・お城に面する建物は巾31mの道路に対してふさわしい一定のボリュームで建築する。</li><li>・街並みに調和した素材感のあるデザインとする。</li><li>・小区画での建設行為は控えるようつとめる。</li></ul>
<b>建築物等の整備に関する事項</b>	<p>建物の高さ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まちの顔を形づくる壁面線やスカイラインを意識する。</li></ul> <p>建物の用途</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まちのにぎわいを創出するために、1階は歩道と一体となった開放性のある空間利用につとめる。</li></ul> <p>建物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1階は歩道と一体となった半屋外的な利用を推奨する。(ポーチ、ピロティー、庇など)</li><li>・大通り側の外観はお城の目前にあり「まちの顔」になるという意識をもって、街との調和を図る。</li><li>・暮らしている住民が楽しみ、くつろげる広場という意識を持つ。</li></ul>
<b>その他の整備に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・土井尻側の歩道は、広場的な空間とし、歩行者のためのうるおいと安らぎ、かつ安全性を与える空間として位置づけ、歩道内に車の進入または通過をしないまちづくりを基本とする。</li><li>・観光や防災の観点からまちの美観を整えるようつとめる。</li><li>・防災の拠点ともなるため、災害時に備えた管理を行う。</li></ul>

## 土井尻地区

### まちづくりの方針

- ・ 武家地のなごりある、ゆったりとした土地利用や佇まいを意識する。
- ・ 緑や水をいかした環境づくりをする。
- ・ 各世代の人々がまちなかで暮らしたくなるような場にする。
- ・ 多くの様々な就業者が集まるまちをめざす。
- ・ 空き家、空き地の利用促進につとめる。
- ・ 居住者に対する配慮として、自動車の流入や速度を抑制する。

### 建築物等の整備に関する事項

- 建物の高さ
  - ・ 18m以下に抑える。
- 外観の素材
  - ・ 自然素材またはそれに近いものとする。(木、石、漆喰、瓦など)
- 色彩
  - ・ 落ち着いた色調とし日本の伝統色を感じさせるものにする。
- 緑地
  - ・ 建物と庭園などの緑地バランスを図り、保全管理につとめる。

### その他の整備に関する事項

- ・ 駐車場の道路に面する部分には生け垣などを設け、まちとの調和をはかる。
- ・ 親しみのあるまちにするため通りに名前を付ける。
- ・ お祭りやイベントなど文化風習の伝承のため積極的な参加を心がける。
- ・ 市街地に残る緑や水場の保全につとめる。

## 六 九

<b>まちづくりの方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商業地として魅力のあふれるおしゃれな街なみとする。</li><li>・魅力のある個店がつながっていくまちとする。</li><li>・女鳥羽川とのつながりを重視した街並みとする。</li><li>・情報発信型の店舗を推奨する。</li><li>・空き店舗の活用促進につとめる。</li></ul>
<b>建築物等の整備に関する事項</b>	<p>建物の用途</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1階、2階は居住以外の用途活用につとめる。</li></ul> <p>建物の形態</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・縄手からのつながりを意識した、通りとして統一感のある外観とする。</li></ul> <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・奇抜な色を避け落ち着いた色調にする。</li></ul>
<b>その他の整備に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家の活用を促すために協力する。</li><li>・女鳥羽川とのつながりを持たせ楽しい時間を過ごせるような環境整備をする。</li><li>・個店の多様性が高まるような心掛けをする。</li></ul>

# 協定区域図

